

中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金交付要綱に基づく、中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(2) 常時雇用する労働者

2か月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいう。このうち、「2か月を超えて使用される者」とは、実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業主に支給する。

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 別表に掲げる資本金の額若しくは出資の総額又は常時雇用する労働者の数のいずれかの基準に該当すること。
- (3) 支給申請を行う月の初日において常時雇用する労働者数が50人未満の事業所を県内に有していること。
- (4) 前号の事業所において雇用する労働者が出産後に連続した3か月以上の育児休業（子が1歳に達するまでの育児休業について分割して2回取得した場合（1回目の育児休業が出産後に連続する場合に限る。）にあつては、それぞれの取得期間を合算して3か月以上の育児休業）を取得し、かつ、職場復帰した日から起算して3か月以上勤務していること。
- (5) 第4号に規定する労働者が、申請日時点で離職していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 島根県税について、未納の徴収金がないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。
- (9) 破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。

- (10) 労働関係法令に関する重大な違反がないこと。
- (11) 労働者の育児休業取得について就業規則等に明文化されていること。
- (12) 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに対する支援を今後も取り組む事業主であること。
- (13) 奨励金事業について県が行う広報・啓発活動に協力できること。
- (14) 奨励金の使途調査に協力できること。

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、次の表に掲げる区分に応じそれぞれに定める額とする。

区分	支給額
常時雇用する労働者数が 30人未満の事業所	職場復帰した労働者1人目に20万円 但し過去に当奨励金を受給したことがない事業所(支店・営業所)
	職場復帰した労働者1人につき10万円
常時雇用する労働者数が 30人から50人未満の事業所	職場復帰した労働者1人につき10万円

(支給申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、対象となる労働者が第3条(4)に定める要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第6条 奨励金の申請を行う事業主は、出産後職場復帰奨励金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本社のある地域の商工会、商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 育児休業取得について明文化されている就業規則等の写し
なお、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、労働者に育児休業取得を明文化して周知していることが確認できる書類を提出すること。
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 母子健康手帳の写しその他の子の出生の事実を確認できる書類
- (5) 給与明細の写し、タイムカード、出勤簿、賃金台帳の写しその他休業前の就業を確認できる書類と出産後職場復帰後3か月の出勤状況が確認できるもの
- (6) 育児休業を3か月以上取得したことがわかる書類
- (7) その他島根県商工会連合会会長及び松江商工会議所会頭が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金支給申請について、本要領に基づき審査し、奨励金の支給又は不支給を決定するものとする。

2 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、前項により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合にあつては様式第2号、不支給の場合にあつては様式第3号）により、当該申請を受け付けた日から30日以内に通知するものとする。

3 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第8条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(事業執行)

第9条 松江商工会議所は、県内の他の商工会議所をとりまとめて、事業を執行する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、奨励金の支給について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年1月1日から同年12月31日までの間に職場復帰した労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年1月1日から同年12月31日までの間に職場復帰した労働者に係る奨励金につ

いては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に職場復帰した労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 3 月 31 日以前に、労働基準法第 65 条第 1 項及び 2 項に規定する産前産後休業を取得開始した労働者に係る奨励金については、なお従前の例によることとし、支給申請書は当支給要領に定める支給申請書様式（様式第 1 号の 2）を使用することとする。

3 前項の産前産後休業取得を開始した日として認める期間は本要領においては出産日から遡って 10 週間（双子以上の場合は 18 週間）以内とする。産前産後休業の取得期間が 10 週間（双子以上の場合は 18 週間）を超える場合は、出産日から遡って 10 週間（双子以上の場合は 18 週間）となる日を産前産後休業取得開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 7 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

主たる事業	資本金又は 出資の総額	常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※1 資本金を持たない事業主は企業全体で常時雇用する労働者の数で判断する（個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など）

※2 「主たる事業」の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第402号）の業種区分による。